

江田島市立能美中学校生徒指導規程

本規程は、本校教育目標である「自分の頭で考え、全力を出し尽くす生徒の育成」を実現するためのものである。具現化のための指導重点は次の3点であり、これらをとおして将来社会の変化に柔軟かつ適切に対応できる生徒を育成することを目指すものである。

また、併せてこの規程は、能美中学校区内各学校間の連携の下、教育の目的を基盤として共通した生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを踏まえ明文化するものである。

【めざす生徒像】

「知・徳・体」の基礎基本を身につけ、創造的に考え、社会に通用する生徒を育成する。

- 1 「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒
- 2 お互いが尊重・協力し、感謝できる生徒
- 3 何事も一所懸命に取り組み創造的に考える生徒

1 学校生活に関すること

1 登下校に関すること

- (1) 登下校は安全に気をつけ、定められた通学路を、交通規則や交通道德を正しく守って通学すること。（自転車通学は許可を受けた自転車を使用し、特に交通安全に気をつけること）
- (2) 始業までに登校し、一日の学習に備えること。（8：10始業）
- (3) 登校から下校までは、無断で校外に出ないこと。必要な時は、先生の許可を得ること。
- (4) 下校時刻を守ること。また、途中で飲食店に入ったり、買い食い等をしったりしないこと。
- (5) 学校生活に必要なでない物は持参しないこと。（貴重品、ゲーム、携帯電話等）

2 挨拶・礼儀に関すること

- (1) 誰とでも気持ちのよい挨拶をすること。
- (2) 校内で先生や来客に会ったときは、会釈（挨拶）をすること。
- (3) 職員室等に入る時は、「失礼します」と声をかけ、一礼して名を名乗り、用件を言い、出る時は「失礼しました」と言い一礼して出ること。
- (4) 言葉ははっきりと話し、時と場と場合に応じた言葉遣いをする事。
- (5) 年上の人に対しては、敬語を用いるなど、時と場と場合に応じた言葉遣いをする事。

3 学習に関すること

- (1) 忘れ物をしないように、メモをとる習慣などを身に付けること。（生活記録用ノート等の活用）
- (2) 始業前に着席すること。
- (3) 授業中は学習に集中し、他に迷惑をかけないこと。
- (4) 主体的・自主的に学習し、宿題及び予習・復習をすること。
- (5) 分からないところは納得いくまで質問し、きちんと理解すること。
- (6) 遅れて教室に入る時や授業中席を離れるときは、先生に伝え、承認を受けること。

4 休憩時間に関すること

- (1) 授業後の休憩は、前時の後始末や次時の準備、教室の移動、用便にあてること。
- (2) 危険な遊びや他に迷惑を与えるような遊びはしないこと。
- (3) 特別教室等に用事がないのに入室したり、他学年の教室へ入室したりしないこと。また、立ち入り禁止区域には行かないこと。
- (4) ペットボトル（お茶やスポーツドリンク）を持参しても良いが、ペットボトルホルダーかタオルに必ず包んで持参すること。

5 給食時間に関すること

- (1) 当番は、エプロン・三角巾・マスクを正しくつけて準備すること。
- (2) 当番以外の生徒は、業間運動等を行うこと。（中止の場合は廊下で静かに待つこと）
- (3) 食前食後の挨拶を行い、マナーを守り、食べること。
- (4) 食前に手を洗うこと。

6 清掃・美化に関すること

- (1) 校舎内外を汚さないように気を付けること。
- (2) 土を校舎内に入れぬよう、土や泥は払って入ること。
- (3) 清掃中は窓を開け、手順よく、すみずみまで掃除をすること。また、用具は大切に扱い、きちんと片付けをすること。
- (4) 落ちているゴミは、すすんで拾うように努めること。
- (5) 一人一人が学校の美化に努め、気持ちのよい環境を作り上げるように努力すること。
- (6) 教室内を整理整頓するように心がけること。
- (7) ロッカーについては自分の使用する場所を整理・整頓するとともに、上に私物を一切置かないこと。

7 容儀に関すること

| | 規程 | 備考 |
|-----------|----------------------------------|--|
| 制服 | ・本校指定の制服 | ・スカートの長さは膝が隠れること。 |
| シャツ | ・白のカッターシャツ ※夏季は半そで開襟シャツ | ・下に色物柄物のシャツや下着を着用しない。 |
| 靴下 | ・白色 | ・ワンポイントやラインは不可。 ・くるぶしの隠れない短いものや極端に長いものは不可。 (床から20cm程度) |
| 靴 | ・白のひも付き運動靴 ※体育で短距離・長距離走のできるもの | ・雨天時は雨靴でも良い。 |
| 名札 | ・校名と名前を入れる。 | ・統一したものを着用する。 |
| ベルト | ・黒、紺、茶の無地 | ・全面に穴の開いたもの等、派手なものは不可。 |
| カバン | ・指定カバンと補助としてサブバックを使用してよい。 | ・カバンに装飾品を付けない。 ・サブバッグは派手でないものとする。 |
| ウインドブレーカー | ・学校指定か部活動で統一したものに限る。 | ・登下校は学校指定のものに限る。 |

| | 規程 | 備考 |
|----------|---|---|
| セーターベスト | ・Vネックに限る。 ・色は黒、紺、茶、灰、白の単色を基本とするが、ラインが入る場合は派手でない色とする。 ・制服の下や袖口から出ない長さとする。 | ・セーターは必ず上着の下に着用する。 ・ジャージによる代用はできない。 ・カーディガンは着用不可とする。 (ワンポイント可) |
| 手袋 | ・手袋を登下校で着用してよい。 | ・手袋は黒、紺、茶、灰、白の単色とする。 (ワンポイント可) |
| ネックウォーマー | ・ネックウォーマーを登下校で着用してよい。 ※正しく使用すること ・マフラーは安全を守るため、着用してはならない。 | ・ネックウォーマーは、黒、紺、茶、灰、白の単色とする。 (ワンポイント可) |
| 頭髪 | 前髪は、目にかからない。目にかかれば切るか、ゴム、ピンでしっかり止める。後髪は、襟にかからない。横髪は、耳にかからない。但し、後横髪が肩にかかれば、切るか編む(三つ編み)か束ねる。束ねる場合は、ポニーテールは禁止し、中央下または左右下で束ねる。(位置は耳より下) ・パーマ、染髪、脱色、剃り込みをしてはならない。 ・部分的な長髪や短髪をしてはならない。 ・リボン等の装飾品をつけてはならない。 | ・ゴム、ピンは黒、紺の単色とする。 ・整髪料は使用しない。 ・ピンはアメピンのみ。 |
| その他 | ・夏季等は無香料の制汗スプレー、シートの使用は認める。 ・マニキュア、香水を使用してはならない。 ・制服および身体にピアス、イヤリング、ネックレス等の装飾品は付けてはならない。 | |

※派手でない望ましい色とは、黒・紺・茶・灰・白とする。

※流行を学校に持ち込まない。

※学校は学ぶ場であり、おしゃれを楽しむ場ではない。

*** 学校生活にふさわしい容儀とは、高校入試や就職試験に行くのに適しているものである。**

8 部活動に関すること

(1) 部活動の活動できる時間、完全下校時刻は、以下の通りとする。各部活動に積極的に参加し、欠席・遅刻・早退などは、活動の開始までに顧問に申し出る。

| | 時期 | 活動できる時間 | 完全下校時刻 |
|-----|-----------|-------------|--------|
| 朝 | 通年 | 7時10分～7時50分 | |
| 放課後 | 3月～10月 | 17時50分まで | 18時00分 |
| | 11月～12月 | 17時20分まで | 17時30分 |
| | 12月～1月第2週 | 16時50分まで | 17時00分 |
| | 1月第3週～2月 | 17時20分まで | 17時30分 |

(2) 中体連主催の大会やコンクールなどの1週間前は、学校長の許可により、30分間の延長が認められる。

(3) 休日の練習及び部活動の遠征についても、この生徒指導規程に準じて活動する。

2 校外での生活に関すること

校外における生活においても、本校生徒であるという自覚と責任をもった言動を常に心がけること。

3 特別な指導に関すること（問題行動への特別な指導）

以下の問題行動を起こした生徒について、教育上必要であると認められる場合は、特別な指導を行うことにより、再発を防止する。

1 法規・法令に違反する行為

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) いじめ | (2) 喫煙・飲酒 |
| (3) 暴力・威圧・強要行為 | (4) 窃盗・万引き |
| (5) 建造物・器物破損 | (6) 性に関するもの |
| (7) 交通違反(無免許運転等含む) | (8) 薬物乱用 |
| (9) 刃物等所持 | (10) その他法規・法令に違反する行為 |

2 本校の規則等に違反する行為

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| (1) 喫煙同席・喫煙準備行為(タバコ・ライターの所持) | |
| (2) カンニング | (3) 家出および深夜徘徊 |
| (4) バイク等同乗 | (5) 無断アルバイト |
| (6) 暴走族等への加入・勧誘 | (7) 登校後の無断外出・無断早退 |
| (8) 授業エスケープ | (9) 指導に従わない等の指導無視および暴言等 |
| (10) その他、学校長が教育上特別な指導が必要と判断した行為 | |

3 反省指導

特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 反省文、奉仕活動等
- (3) 別室指導

4 反省指導の実施

反省指導は、通常の学校生活をしながら行う反省(以下、授業反省)と別室で行う別室反省の二段階とする。
反省指導期間中における学校行事や部活動公式大会等への参加の可否については、別途協議する。

5 反省指導の期間

反省指導の期間については、その都度協議して決定するが、授業反省については概ね3日から5日、別室反省については、概ね1日から3日とする。
ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更する場合がある。

6 その他[出席停止]

江田島市教育委員会は、学校教育法(第35条)により、次に掲げる行為の1つまたは2つ以上を繰り返し、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる場合には、保護者に対して出席停止を命じる場合がある。
なお、その場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由および期間を記載した文書を交付する。

- (1) 他の生徒に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設または設備を破損する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為